

廣池千九郎博士の「吏道」研究

梅田 博之

キーワード：吏道、吐（口訣）、借字表記、儒書必知、倭語類解、象胥紀聞

要旨

히로이케 치쿠로 박사의 ‘이두’ 연구

레이타쿠대학교의 창립자이신 히로이케 치쿠로 박사는 동양법제사의 전문연구자 이시지만 언어를 인간의 사고방식과 깊게 관련된 것으로서 중요시하고 “일본어 조사의 연구”나 “중국어문전” 등 언어학의 관한 연구서도 집필하셨다. 그 “중국어문전(증정판)”의 부록의 하나에 ‘조선 이두문의 연구’가 있다. 1915 년에 출판되었고 근대 일본에 있어서 이두연구의 지극히 빠른 시기에 쓰인 선구적인 위치를 차지하는 연구이다.

히로이케 박사는 이 연구의 목적에 대하여, 이두는 한자를 빌려서 그 국어를 표기한 것으로 일본의 한문훈독이나 ‘가나’의 성립에도 관계가 있는 문헌학상 중요한 자료이고, 한국의 제도문물을 연구하기 위해서는 필수적인 것이며, 한국의 법률에 관한 문헌은 이두문으로 쓰여 있기 때문에 이두를 모르면 깊이 이해할 수 없을 것이라 생각하여, 여러 자료를 모아 장차 한국 연구에 뜻을 둔 후진들에게 도움이 되고자 간행한다고 말하고 있다.

본문은 우선 “동국문헌비고”와 “삼국사기”의 실충에 관한 기사를 소개하고, 한국에 있어서의 차자표기법의 발전을 토를 단 한문으로 설명한 후, 이두문의 예로서 “주자증손려씨향약”과 “흠흠신서”에서 한 절씩 들어 사용되어진 이두에 대하여 설명하고 있다. 그리고 마지막으로 ‘아메노모리 호슈용이 고심하신 역어표’라는 이두어표를 들고 있다. 이 이두어표는 전후 둘로 나뉘어져 있으며, 전반을 A 표, 후반을 B 표로 한다면, A 표는 이두어 93 개로 “유서필지”에 따르고 있고, B 표는 이두어 50 개로 “상서기문”에 따르고 있다고 생각되어지지만, A 표와 B 표에 있어서 이두어의 중복 회피나, 겸양·존경의 어미 생략 등을 원칙으로 한 취사선택, “왜어류해”등에 나오는 의미를 참조한 의미표시의 다양화 등, 박사 자신의 증보정정을 포함하고 있다.

일본의 이두연구사에 있어서 지극히 빠른 시기에 이처럼 이두를 구체적으로 다루어 문자의 유래, 구조 및 기능을 설명한 연구는 일찍이 없었고, 연구사 속에서 정당한 위치를 부여 받아야만 한다고 생각한다.

1. はじめに

廣池千九郎博士著『増訂支那文典』(大正四年十月十五日増訂四版発行・大正十四年二月二十五日訂正五版発行、早稲田大学出版部)の巻末に「廣池東洋諸国語学書」全五巻が附録として付いている。第1巻から第4巻までは主として中国語学関係の漢文論文3篇・邦文論文1篇で、第5巻が「朝鮮吏道文の研究」(pp.65-89、全集第2巻 pp.869-889に再録)である。廣池博士のこの論文は、従来ほとんど注目されていなかったようで小倉進平著『増訂朝鮮語学史』(1940)にも言及がないが、博士の研究が近代日本における韓国語学史の初期段階での見過ごしてはならない業績であると考えられるので、その内容を紹介することにしたい。

2. 吏道研究の理由と公刊目的および執筆年

『廣池東洋諸国語学書』全5巻には目次の次に凡例が付いており、凡例の最後に「大正四年(1915)二月廿八日、兵庫県美囊郡湊河村滞留中」とあって、凡例を書かれた年月と場所が明記してある。

同書の凡例で、博士はまず『廣池東洋諸国語学書』全5巻の執筆年について「(一)茲に収録する所の漢文論文三篇并邦文論文一篇及び吏道の研究に関する記事は、去る明治三十六、七年より明治三十八、九年(1903~1906年)頃迄の起草に係る、而して今之を棄つるに忍びず、上梓して世に公にするものなり」と述べておられ、また第5巻の研究の目的と公刊理由については「(二)(前略)又第五巻吏道の記事は、予が朝鮮の法律を研究せむが為に、朝鮮人柳瑟根君其他に就きて、刻苦研鑽の結果得たる所にして、こは今日に於ては日本人は勿論朝鮮人にてても容易に知らざるものなれば、未定稿中の未定稿なれど、後学諸君の為に之を公にして其参考に供す、これ全く予の學問に對する一片の老婆心のみ」と述べておられる。

2. 1. ハングル創制以前の表記法と吏道

2. 1. 1. 古代韓半島における漢字使用

わが国と同じように、韓民族は漢字を受け入れることによって初めて文字を手に入れ、文字言語を獲得した。今日では漢字とは別にハングルという固有の音韻素性文字を使っているが、今から約500年前に創られたもので、それ以前は固有の文字をもたなかった。古代の韓半島に漢字・漢文が伝えられると、やがて漢字の音訓を借りて自国語を書き表す(「借字表記」という)努力が始まり、また語順を韓国語式に替えた変則の漢文(「誓記体表記」という)が現れ、これに助詞や語尾などの文法要素を漢字の音訓を借りて書き加えた「吏道文」や、漢文の送り仮名を借字表記した「口訣」または「吐」が使われ、さらに当時の韓国語の文章全体を漢字の音訓を借りて表記する「郷歌式表記」が使われるようになった。吏道文はわが国の「宣命書き」に、郷歌式表記は「万葉仮名」に似ている。このような漢字による自国語表記の努力は、口訣は漢文を読む際の補助手段としてその後も用いられ、吏道は文書類の表記法として韓末まで胥吏(下級官吏)た

ちによって使われたが、韓国語そのものを表記する郷歌式表記は廃れ、朝鮮朝第四代世宗の代を俟って漢字とは別にハングルが創制されるのである。古代韓半島における漢字使用については、河野（1957）、藤本（1988）、梅田（1998）等を参照。

2. 1. 2. 吏道という名称に関する先学たちの言説

廣池博士は「吏道」という表記を使っておられるので、本稿でも博士に従って「吏道」という表記を用いるが、「吏讀」という書き方もよく使われる。この他にも「吏吐」「吏頭」「吏套」などとも書かれる。すべて韓国語では이두[idu・イドゥ]と発音され、日本語では「りとう」と読まれる。

吏道という名称について、岡倉由三郎（1893：432）は「吏とは胥吏の吏の義にて道とは假り字、朝鮮にて語尾をㅌo と云ふより音を借りて書けるなり。故に道、讀、吐、套など一定ならず。されば吏道とは胥吏の用ひる語尾と云ふ意義なり」と述べ、金澤庄三郎（1918：91f）は「(吏讀の) 吏は胥吏の吏にして、讀はまた道とも吐とも書し、朝鮮語 tho（助辭）の音譯なり。蓋しこの種の文體が多く官衙の公文書に用ひられ、専ら胥吏の手に掌られたるがためなりといふ」と述べている。前間恭作（1929 a：51-53）は「「吏」は吏胥の吏で「道」は文券一札を言ふ宋元の時行文字であるから、吏道といへば官署の文券、役所向の書類の義となるので、それが公用文體の義に用ゐられた譯と知られる」と説明され、同（1929 b：90）では「吏讀といふ名は本来は吏道といふのであって、吏讀はその雅語といつて可い」と述べておられる。すなわち、諸先学に従えばいずれも吏道は胥吏（下級官吏）が公文書などを書くために用いた書写手段で、朝鮮朝を中心に公文書・私文書、官の記録、上奏文などの諸記録の表記に使用され、また『大明律直解』（1395）・『郷藥救急方』（1417）・『牛馬羊猪染疫治療方』（1541）など法律、医学、農学などの実用的な漢文書の翻訳にも用いられた。しかし、現存の文献で吏道という名称が初めて使われるのは『大明律直解』（1395）の跋文である（前間 1929 a：51）が、吏道に当たる表記法はそれ以前の新羅・高麗の時代から器銘、鐘銘、碑文あるいは文献等に使われている。吏道に関する狭義の定義は上述のような主として胥吏が公文書などの書類を作成する際の表記法のことであるが、現在ではもっと広い意味で新羅以来の同様の表記法をも含めて言うのがふつうである。なお、小倉進平（1929：280）はいささか異なる見解をお持ちで、「吏」字は「吏文」の「吏」であって、「吏讀」とは「吏文」（当時の中国に対する通牒などに用いた漢語・漢文のことで古典的な漢語・漢文ではなく近世中国及び朝鮮で作られた俗語を含む変体漢文をいう）の補助として使用せられる語」の義であると説いておられる。

2. 2. 日本における吏道研究と廣池博士のご研究

ここで、廣池博士のご研究の紹介に先立ち、明治以後の近代日本における吏道研究を振り返って見たい¹⁾。この時期の吏道に関する諸研究を編年体で示し、その中に廣池博士の「朝鮮吏道文の研究」を位置づけると、研究史の中で極めて早い時期に書かれ、先駆的な位置にあることがわかる。なお、江戸時代の研究については白鳥（1897）、金澤

(1918)、岩崎 (1918) 等が参考になる。

岡倉由三郎(1893)「吏道、諺文考」『東洋学芸雑誌』143、明治26年8月、pp.432-438、
同144号、明治26年9月、pp.492-497。

白鳥庫吉(1897)「吏道」『史学雑誌』8-1、明治30年1月、pp.98-108。

廣池千九郎(1915)「朝鮮吏道文の研究」『支那文典』付録第5章、大正4年3月

金澤庄三郎(1918)「吏讀の研究」『朝鮮彙報』大正7年4月号、pp.71-99。

岩崎小彌太(1918)「徳川時代学者の朝鮮の文學に關する智識 上・中・下」『歴史地理』
日本歴史地理學會、上：32-3、pp.32-40；大正7年8月・中：同4、pp.28-34；
同9月・下：同5、pp.44-52、同10月。

朝鮮總督府(1920)『朝鮮語辞典』朝鮮總督府、本文983pp.、凡例3pp.、諺文索引4pp.、
漢字畫索引17pp.、大正9年3月(1974年、国書刊行会 復刻)

前間恭作(1921)「若木石塔記の解説」『東洋學報』15-3、大正10年、pp.363-383。(『前
間恭作著作集 下巻 龍歌故語箋・鷄林類事麗言攷 他九篇』1974年、京都大学
国文学会に再録)

小倉進平(1929)『郷歌及び吏讀の研究』「京城帝國大學法文學部紀要第一」昭和4年
2月、598pp。(『小倉進平博士著作集(一) 郷歌及び吏讀の研究』1974年、京
都大学国文学会 復刻)

前間恭作(1929a)「吏讀便覽に就て」『朝鮮』165、昭和4年2月、pp.45-53。(『前
間恭作著作集 下巻』に再録)

前間恭作(1929b)「小倉博士著「郷歌及吏讀の研究」につきて」『史學雜誌』40-2、
昭和4年7月、pp.88-408。(上掲書に再録)

前間恭作(1929c)「處容歌解讀」『朝鮮』172、昭和4年9月、pp.20-31。(上掲書)

鮎貝房之進(1934)「俗文攷_{附書年月日例}」『雜攷』第6輯 上編、昭和9年1月、下編、
昭和9年6月(『雜攷 俗字攷・俗文攷・借字攷』1972年、国書刊行会 復刻)

朝鮮總督府中枢院(1936)『校訂大明律直解』昭和11年3月、目次14pp.、本文622pp.、
解説・吏讀略解121pp.

朝鮮總督府中枢院(1937)『吏讀集成』昭和12年3月、本文231pp.、附録79pp.

鮎貝房之進【遺稿】(1955-1956)「借字攷(1~3)」『朝鮮學報』第7~9輯、1: pp.
1-62、2: pp.1-20、3: pp.413-454。(上掲書に再録)

近代期の吏道研究の嚆矢となる岡倉由三郎(1893)は、吏道とはわが国の「万葉仮名」のように漢字の音韻、訓釋の全部または一部を借りて音義上多少の類似がある朝鮮本来の語を示すために、漢文の間に「送り仮名」のように挿入したものを云うのだと述べている。なお、吏道は表わす漢字の数により分類して一字類より七字類までその数は約240余個あるとしているのは『儒胥必知』の「吏頭彙編」に拠ったものと見られる

『儒胥必知』の「吏道彙編」には一字類から七字類まで 233 個の吏道が載っており、それに続く罕用 11 語を含めると 244 個になる)。吏道に関する記述は 2 頁目上段までで終わり、あとは諺文（訓民正音）に関する考察である。解例本発見以前の段階ですでに訓民正音という例義を示した書物の存在を想定するなど興味深い卓見を含む。なお、岡倉由三郎（1897）「爲古吐考 附朝鮮語講究史」（『帝国文学』3-4、明治 30 年 4 月、pp.378-394）もあるが、經書訓点の吐についての説明である。

白鳥庫吉（1897）は読者の質問に対する答として書かれたもので、吏道に関しては岡倉（1893）の説明を引用するに留めている。他に吏道と諺文（ハングル）の違い、また諺文の起源についても説いている。

金澤庄三郎博士は、廣池博士が「偶友人金澤博士朝鮮語の専門家たるを以て（云々）」（1915：66）と述べておられるように廣池博士と親密な関係にあられた方であるが、金澤（1902）「假字の起源に就きて」（『言語學雜誌』3-3、明治 35 年 9 月）においてわが国の仮名と比較して韓国の吏道を紹介している。江戸時代の学者たちは概ね吏道と諺文（ハングル）とを混同していたが、両者の間には何らの関係もなく全く分離した二種の文字であると正した上で、吏道字の例をあげて説明している。吏道に関する金澤博士の最も大きい論文は金澤（1918）であって、まず「官位尊称」「人名」「地名」「歌謡（郷歌・處容歌）」の四章において古代韓半島における漢字の音訓を利用した表記法に関して説いた後、第五章「吏讀」において新羅時代の鐘銘（朝鮮五臺山上院寺鐘・對馬國國府今宮八幡宮鐘・越前國敦賀常若宮神社鐘（国宝）・豊前國宇佐八幡宮鐘（国宝））、高麗國尚州界若木郡淨兜寺造塔記、朝鮮太祖四年版『大明律直解』の新羅・高麗・朝鮮三期にわたる「吏讀」文献を示し通釈を施している。

岩崎小彌太（1918）は江戸時代の学者たちの朝鮮の文字に関する認識について論じたもので、（上）において岡倉（1893）・白鳥（1897）等を参考文献として挙げて吏道に関する説明をした後、江戸時代の学者たちが吏道のことを始めて知ったのは大明律直解によったのであるが、吏道を理解するものは皆無だった。特に、伴信友の吏道と諺文を同一物と看做し世宗朝の訓民正音制定は吏道を少し改めて作ったものとする謬説が広く流布され明治初期まで吏道に対する理解を誤らせ、岡倉（1893）に至って始めて正当な理解を得るに至ったと説いている。

朝鮮総督府（1920）は、多くの吏道語を標題語として収録している。

前間恭作（1921）の若木石塔記は、金澤（1918）の高麗國尚州界若木郡淨兜寺造塔記のことで、廢寺の石塔中から出た仏舍利を収めた鍬盒より発見された高麗時代の文書である。石塔記の吏道を含む文字一々について註釈を施している。

小倉進平（1929）は 3 編から成る 598 頁の大著であって、第 1 編は郷歌の研究で『三國遺事』所載の 14 首、『均如大師傳』所載の 11 首、計 25 首について訳と語句に関する註解を施し、漢字音訓の使用法、語法、郷歌の構造形式について論じたものであり、第 2 編は吏讀の包括的な研究で、新羅・高麗の金石文など計 9 種に『大明律』30 巻を

含む朝鮮朝に刊行された資料16種所載の吏道の一々に関して読みと出典、例文と註釈を加えたものである。特に第7章吏讀註解は一種の例文付き吏道辞典の役割をも果たす内容で、吏道に関する最初の本格的な言語学的研究とすることができる。第3編は付論で、「母音調和」「된시옷(濃音)」「謙讓の助動詞の変遷」の3篇の論文からなる。

前間恭作(1929a)は『吏讀便覽』の凡例の語句について詳しく解説し、この書の刊年が道光9年頃(1829年)で、編刊の目的は吏道の標準を作るという目的で編まれたものとしている。なお、『吏讀便覽』の本文は吏道を字数(1字類(節、令、同、了、乙、段、分叱、事、印)~10字類、計303語)によって分類し、その読み方をハングルで示している。前間(1929b)は小倉(1929)の書評論文であって同書を高く評価する傍ら、文献言語の理解の深度について前間先生ならではの批評を加え、且つ本書に漏れた「吐」に関する研究を期待しておられる。前間(1929c)も小倉(1929)の第1編の郷歌「處容歌」の註解の語句一々に詳細な論評を加えたものである。

鮎貝房之進(1934)は、古来金石文・古文書などで見られる変則的な漢文を俗文と称し、俗文を①俗漢文と②吏文に分けた。ここで吏文というのは吏道文のことを指している。本論は俗漢文および吏文で書かれた金石文や各種文書について一々の語句について詳しい語釋を加えたものである。なお、後出の『吏讀集成』附録四「吏讀研究の参考書」によると、鮎貝先生には「朝鮮史講座」中に「國文・吏吐・俗證・造字・俗音・借訓字」に関する研究があるが見ることができなかった。鮎貝(遺稿、1955-56)は韓半島で用いられた漢字の音訓を借りた自国語表記、いわゆる借字表記の音読、訓読の状況を明らかにするために一々の漢字について各種の韻書、日韓の史料や諸種の文献資料での読みを詳らかにしたもので、先生の当該関係資料に対する深い造詣を示している。

朝鮮総督府中枢院(1936)は『大明律直解』の弘文館本、奎章閣本、旧備邊司本、内閣文庫本、濯足庵本を対校した活字本で、巻末の「吏讀略解」は画引き吏道辞典である。なお、その凡例に新庄順貞編『吏讀註釋』なる書を参照したとある(注5も参照)。

朝鮮総督府中枢院(1937)は公私文書及び金石文等に用いられた吏道を広く蒐集して、辞書体に編纂したものである。

以上、明治・大正そして昭和期の前半までの日本における吏道研究の状況を概観したが、この時期に吏道の研究が大いに進展し、本格的で包括的な研究が小倉先生によってなされ、前間、鮎貝両先生によって個別的な深度の深い研究がなされたということができよう。そのような中で、廣池千九郎博士のご研究(廣池1915)は極めて初期の段階のもので、且つ先行研究である岡倉(1893)が吏道の名称、文字の機能などの説明に留まり、白鳥(1897)も岡倉の説の紹介に留まっている中で、単なる解説ではなく①吏道に関する説明、②吏道の起源沿革を示す文献記事の引用、吏道の成立過程の吏道文による説明と使われた吏道の解説、③吏道文読解の材料となる文献の例、④吏道語表(ご自身による和訳を含む)から成り、吏道を具体的に理解し習得できるようにしてある点が特徴的で、日本の吏道研究史の重要な成果として位置づけるべきものと考えられる。

3. 本文について

さて、本文は「(一) 吏道の説明総論、(二) 吏道の起源沿革及び習学の順序等の材料、(三) 吏道の読み方の材料（最後に吏道語表が付されている）」から成っている。

3. 1. 吏道を知る必要性、研究方法、本書公刊の理由

まず「(一) 吏道の説明総論」において吏道を知る必要性、研究方法、本書公刊の理由などについて上述の凡例のお言葉をさらに敷衍して次のように述べておられる。

・吏道は漢字を借りてその国語を表記したものでわが国の漢文訓読や仮名の成立にも関係があり、文献学上大切な資料で朝鮮の制度文物を研究するには必須のものである。

・朝鮮の法律書は、純漢文と吏道交りの漢文と諺文とがあつて吏道を知らなければ深く理解することができない。

・それ故、刻苦勉強して種々の資料を集め、友人の金澤庄三郎博士の紹介で朝鮮人柳瑟根氏²⁾等の助力を得て習得した。

・将来朝鮮の研究を志す後進の便に供するために、誤謬錯脱は免れないところであるが、敢えて公刊する。

私たちはここに東洋法制史研究のために必要な課題に正面から立ち向かう博士の熱い学問的探究心と学術研究を行う際の慎重なご態度を感じ取ることができる。

3. 2. 「(二) 吏道の起源沿革及び習学の順序等の材料」について

吏道の起源については、『大明律直解』の跋文に「本朝三韓時、薛聰所製方言文字、謂之吏道」という記事があり、新羅の学者薛聰が吏道を作ったという伝説が古くより流布されているので、薛聰に関する記事を引用しておられるのである。しかし、博士引用の朝鮮最古の史籍である『三國史記』は吏道が薛聰の作とは記しておらず、且つ吏道に類する表記法は薛聰（7～8世紀）より前の時代からあり、すでに5世紀には器銘や碑文に使われていたことを考えると、薛聰の吏道への関与があるとすれば吏道字の整理や漢文訓読法などへの寄与と考えられる（小倉 1929 : 287f., 藤本 1988 : 202 参照）。

3. 2. 1. 『東國文献備考』および『三國史記』の薛聰に関する記事

『東國文献備考』（七十六ノ一右 藝文考 歴代著述）の「新羅薛聰、以方言解九經、又以俚語製吏禮、行於官府公簿」に始まる記事と、『三國史記』（四十四新羅列傳ノ六）の「薛聰、字聰智、祖談捺奈麻、父元暁、初爲桑門、掩(淹)談(該)佛書、既而返本、自號小性居士、聰性明銳、生知道待(術)、以方言讀九經、訓導後生、至今學者宗之」に始まる記事および「世傳日本國真人(云々)」(日本国の真人は金剛三昧論を読み元暁大師を敬慕していたが、新羅使臣薛氏に接し元暁大師の代わりに孫の薛氏に会えたことを喜んで詩を呈したという逸話が書かれた部分)の記事を紹介しておられる(引用箇所のカッコ内は趙炳舜氏本による校訂³⁾)。

なお、博士が参照された『東國文献備考』の上野帝国図書館所蔵の写本が「誤脱多くして読み得ざる所あり、校合せんにも当時我が国に別本なく(他処の所蔵本は皆図書館本の移寫本に過ぎず)又強いて別本を海外に求むる暇なかりしを以て、其まみにせり、

乞ふ恕せよ」とあるが、筆者がいま利用できる『増補文献備考』卷二百四十三補藝文考に記載の記事と上に引用された記事を校合するに、『増補文献備考』と異なる点は、若干の正字・古字・俗字の違い・改行の有無等の違いを除けば、冒頭より1行目の「又以俚語製吏禮（→札）」（小倉(1929)によれば「札」は本来「薄い木ふだ」のことであるが転じて広く「書き物」の義に用いる。「吏札」は「吏道」のことを謂っている）、同2行目の「朴世采（→朴世采）」（『朝鮮図書解題』によれば、「朴世采」（1631-1695）は肅宗のとき左義政を務め『範學全編』を著わす。諡号を文純と云う）、同7行目の「諺語（→諺解）」（「諺解」は漢文を諺文で訳したものを云う）の3点のみである⁴⁾。

3. 2. 2. 柳瑟根氏の吏道に関する説明

次いで『吐説』柳(瑟根)君示所とある「吐」は「口訣」とも呼ばれ漢文を読む際の送り仮名に相当するもので、漢文の分節ごとに文法要素（テニヲハ）を漢字の音訓を借りて小さい字で書かれる。吐の表記には漢字の本字をそのまま使う場合、漢字の偏旁を利用した省略形（略吐という）で書かれる場合、ハングルを使う場合（諺吐という）がある。吐も吏道も構造は概ね同じである。ここに載っているのは略吐を付した漢文で、柳瑟根氏による古代韓半島における漢文読法の成立過程の説明を「吐混じりの漢文」で紹介したものである。なお、文末近くに「今から七年前、維新の際、新たに公文書の決まりを作る時に国文漢文混用法が始まって吏道が廃止された」とあり「維新」というのは韓末に行われた政治・社会改革である甲午更張（1894）のことと考えられ、7年前とあるからこの吏道文は1901年ごろに書かれたものと推察される。なお、文中で使われた吏道略字の説明（該当する本字と和訳）を73-74頁に示しておられる。

3. 3. (三) 吏道の読み方の材料

第三節では、吏道文講読の材料として、『朱子増損呂氏郷約』の冒頭の文章を引用し、そこに使われている吏道を解釈しておられる。『朱子増損呂氏郷約』という文献は、朝鮮朝中宗十三年（1518年）に刊行されたが現存のものは萬曆二年（1574年）に再刻されたものである。地方社会での道徳の実践と相互扶助を目的に作られた自治規約（郷約）を漢文（吏道文）と諺解（ハングル訳）で記したものである。

次に茶山丁若鏞著『欽欽新書』（十六ノ一右）のうち、「自他之分」の一節（吏道混じりの漢文で句読点・送り仮名を付す）を引用し、内容に関する簡単な説明が施されている。なお、『廣池博士記念文庫漢籍分類目録』に『欽欽新書』（30巻、朝鮮丁若鏞輯、朝鮮光武5刊（活版）、（皇城）黄文社）がある。

以上2編の朝鮮時代の法律や郷約に関する文献からの引用は吏道学習のための文例として提示されたものである。

3. 4. 吏道語表について

「欽欽新書」に関する説明に続いて「尚左に参考の為め伝えて雨森芳洲翁などの苦心せられたる譯語表と称するものを掲ぐ、但しこれは予の増補訂正せし所も之あり」と述べて、吏道語のリストを示しておられる。なお、このリストにおいては今まで「吏道」

としておられたものを「吏套」という書き方に変えて使っておられるので、引用の場合
はこれに従うが、本稿としてはそのまま「吏道」という表記を用いる。

3. 4. 1. 従来 of 吏道語表

まず、博士の「吏套字」表が何を参考にしておられるのか、また「譯語表」なるもの
が何であるか分からないので、まず従来 of 吏道語表を調べてみることにする⁵⁾。

『倭語類解』上下(刊年不詳)は金澤庄三郎旧蔵本(京都大学影印本、金澤本と称す)
と韓国国立図書館蔵本(鄭光教授影印本、国立本と称す)の2種があり、下巻巻末に「口
訣」と題する吏道語表が付いている。「隠ワ」「萬バカリ」「伊ガ」「也コソ」「可カ」「乙
ヲ」など一字のものから五字のものまで60種を順に掲げ日本語(濁点付きカタカナ)
で意味が付されている。なお、ハングル訳が金澤本は吏道の右横に、国立本は吏道の
下にそれぞれ墨筆により書き込まれている。両者とも吏道語の数と種類および日本語訳に
違いはないが、ハングル訳は多少違う点がある。

李義鳳『古今釋林』(1789)巻40付録に「羅麗吏讀」の題目のもとに字数で分類し、
「節」「教」「上」「色」に始まる一字類(4)、二字類(86)、三字類(23)、四字類(40)、
五字類(13)、六字類(3)、七字類(無し)、八字類(2)、九字類(1)の計172種の吏
道にハングルで読みを付けている。また、同書巻34には「倭語口訣」と題して「隠ワ」
「萬バカリ」「伊ガ」「也コソ」「可ガ」「乙ヲ」「厓ニ」…に始まる60種の吏道が日本語
訳を付して示されている。後者は『倭語類解』からの引用と考えられている。仮名書き
が稚拙で、濁点の位置が定まらない。

具允明『典律通補』(正祖代で乾隆年間(1777~95)、『吏讀史料選集』)巻4に「吏文」
と題し、十字類から字数が減少する順序で「節」「令」に至る一字類まで計129種の吏
道を掲げハングルで読みを示している。

李圭景『五洲衍長箋散稿』(憲宗代1835~1848、『吏讀史料選集』)巻48に「語録辦
證說附吏讀方言若干字」として、一字類(「節」「同」「了」「興」「中」と二字類(「仍
于」「不諭」「除良」等)など約80種の吏道を掲げハングルで読みを示している。

『吏讀便覽』(1829~30年頃、『吏讀史料選集』)の本文は吏道を字数によって分類し、
1字類:9語(「節」「令」「同」「了」「乙」「段」「分叱」「事」「印)、2字類:105語(「爲
遣」「爲尼」「爲弥」「爲良」等)、3字類:60語、4字類:71語、5字類:27語、6字
類:11語、7字類:9語、8字類:5語、9字類:3語、10字類:3語、計303語の吏
道について読み方をハングルで示している。前間(1929a)参照。

『吏文襍例』(編者・刊年不詳、『吏讀史料選集』)は文例を挙げ、その中で吏道の用
法・読み方を示している。前間(1929a:47)は、後述の『儒胥必知』は本書を藍本と
したものとし「用文例には吏文襍例をそのまま移載し、首尾に若干の文例を添録し、巻
末に吏頭彙編と題して吏道の語彙を附載している」と述べている。

『儒胥必知』(編者・刊年不詳、『吏讀史料選集』および私蔵本)は巻末に「吏頭彙編」
として「節」「以」「並」…、進賜」「白是」「向前」…など、一字類から七字類まで233

種の吏道を掲げハングルで読みを示し、その後に稀に用いるもの(罕用)として更に 11 語(そのうち 7 語は「吏頭彙編」と重複)を別掲している(総計 244 語)。1901 年に同書の増輯版『新式儒胥必知』が出ている。『廣池博士記念文庫漢籍分類目録』に『儒胥必知』1 本と『新式儒胥必知』1 本が見える(361 頁)。

『象胥紀聞』(1794)は対馬の訳官小田幾五郎が著した朝鮮の文物習慣に関する記述で、そのうち吏道に関しては「吏道ハ衛前ノ者真文ニ言語ノテニヲハヲ用ヒ、事ノ早ク通ルヨリ起リタルト云」と説明し、「隠ハ」「萬ハカリ・タケ」「伊カ」「也コソ」「可カ」「乙ヲ」「厓ニ」「五レ」「臥テ」「叱分ノミ」など吏道 69 種を掲げ(ハングル訳は付いていない)、その終りに「右吏道ニ用ル字多ク有之、一々難記、譬ハ御平安ニ被成御座候哉、平安爲時尼有叱可、御平安ニコサナサレ候哉、平安ᄃ시나이가トナル」と挨拶語の用例を示している。小倉(1940: 311f.)は『古今釋林』の「倭語口訣」に拠るものとしている。

『和語類解』(1837、京都大学蔵本、鄭光教授影印本)巻下の巻末に「斡旋口訣」と題する吏道語表があり「隠ハ」「萬バカリ」など 60 種の吏道から成る。これは『倭語類解』下巻末にある「口訣」と配列順のわずかな乱れの他は種類および数は一致する。また、筆写者が韓国語の非母語話者の手になるものであることが、面にᄃ, 巨にᄃなどの読みを付けている点から分かる。そして、この後「和語類解下終り」に続いて更にもう一つ 69 種の吏道から成る表が付いているが、これは上述の『象胥紀聞』に拠るものであることは、最後の「平安爲時尼有叱可」の挨拶語を含み、「右吏道小田幾五郎著述象胥紀聞ト申ス書ニ出シヲキ候ヲ写シヲ目ニカケ申候、右加嶋先生持越之書寫調ナリ」とあり、更に「天保八年西十月吉日寫 朴伊圓道存」とあることから明らかである。なお、前間先生によれば、加嶋先生とは対馬の藩儒で対馬宗家の領地が薩摩出石郡にありその公務で赴いたものであろうとのことである(小倉 1940: 312f.)。なお、小倉(1940)は和語類解巻末の「斡旋口訣」と「象胥紀聞の吏道」を一つのものとして扱っておられるが、前者はもともと『倭語類解』巻末の「口訣」に当たり、それとは別に『象胥紀聞』の「吏道」を筆写したものが付いているのである。『象胥紀聞』と『和語類解』巻末の筆写本「象胥紀聞」の間には吏道語の配列に若干の異同があるが、語種や日本語訳はほぼ同一である。

以上でわかるように、従来の吏道語表は大別して二つに分かれる。一つは『倭語類解』や『象胥紀聞』等の、字数で類別することなく一字のものから多字のものへ順に配列したもので全体の語数は 60 種乃至 69 種に留まる。『倭語類解』の「口訣」、『古今釋林』の「倭語口訣」、『和語類解』の「斡旋口訣」がいずれも 60 種、『象胥紀聞』と『和語類解』の「象胥紀聞(筆写)」が 69 種である。

もう一つは『儒胥必知』の「吏頭彙編」や『古今釋林』の「麗羅吏讀」などで、吏道を字数により一字類より七字類、あるいは九字類までに類別して配列し、総数が『儒胥必知』で 233 種、「麗羅吏讀」で 172 種など、かなり多数に上る。一字類が「節」で始

まるのは大方一致しているが、吏道の種類および字類の中での順番は一致しない場合が多い。「語録辯證説」、『吏讀便覧』や「典律通補」もこれに属するが、「典律通補」の場合は字数の多い十字類から始まり一字類まで 129 種が配列されている。

3. 4. 2. 博士の吏道語表と従来のものとの比較

さて、博士の「吏套語」表は 11 頁から成るが、8 頁目の終に波線を入れ、波線の前の部分と後の部分を分けておられる。本稿では、仮に波線より前の部分を A 表、後の部分を B 表と呼んで区別することにする。

A 表では、それぞれ 1 個の「吏套字」に対して、その訓じ方を「吏套語」としてハングルで記し、該当する韓国語を「常語（諺文）」としてハングルで示して、それに「和訳」を付けた形式であり、波線後の B 表では「吏套字（漢字）、常語（諺文）、和訳」を二段組みで示してある。

別表 1 は、「廣池 A 表」を『儒胥必知』の「吏頭彙編」（Y と略称）と対照させたものである。A 表の吏道は、明らかに『儒書必知』を参考にしておられるように思われる。A 表は『儒胥必知』のように一字類、二字類、三字類…というように類別が明記されてはいないが、字数の少ないものから順次並べられており、吏道の配列順も二字類の 7 番目までは一致する。また、二字類の「是遣」の次に「是白遣 儒胥必知十八右シテノ義ト見ユル文アリ」との注釈が挿入されている。博士が『儒胥必知』を見ておられた証左となる。また、同書は上述したように『廣池博士記念文庫漢籍分類目録』に入っている。

A 表の吏道語は、一字類 3 個、二字類 35 個、三字類 24 個、四字類 21 個、五字類 5 個、六字類 1 個、七字類 1 個、計 93 個ある。この中で『儒胥必知』の「吏道彙編」（Y、233 語）に出ていない吏道語のうち、三字類の「09 是乎尼、19 是乎則（是乎等以モ同ジ）、21 是乎故、22 是乎乃」の 4 語は Y の三字類（52 種）の中にはないけれども、19 のカッコ内の是乎等以も含み同書の文書例の中で使われている。A の四字類の「07 是白加尼、09 是白乎矣、10 是如乎故」の 3 語は、07 と 09 は Y の文書例の中で使われ、10 は是如乎（YⅢ11）と是乎故（文書例）に分ければ Y の中に見られるものである。博士は、A 表の吏道語 93 個を『儒胥必知』の「吏道彙編」だけでなく同書本文の各種の文書例も検討した上で A 表を作っておられることがわかる。

「廣池 A 表」作成に参照された『儒胥必知』は、B 表の『象胥紀聞』『倭語類解』と異なり、各吏道語にハングルで読みが付されているだけであるから A 表の和訳は博士ご自身が施されたものである。これに小倉（1929）の「吏讀註解」にある当該吏道語の解釈を《 》内に入れ A 表和訳欄に付記した。博士の和訳と比べてみると、博士の解釈がきわめて適切であることが分かる。小倉（1929）に先立つこと 10 余年、参考資料も辞書もほとんどない時代に「刻苦勉勵して（吏道を）讀む事を得、幸にして予は我國にて吏道の最初の習得者たる名譽を荷ふに至りぬ」（廣池 1915 : 66）と述べておられる博士の吏道、ひいては韓国語に対する理解力は並々ならぬものがあつたのである。

次に別表 2 において、「廣池 B 表」（50 種 + 挨拶語）と『象胥紀聞』「吏頭」（69 種 +

挨拶語)及び『倭語類解』(口訣)(60種)を対照して示した。吏道語の配列順が違う場合には『象胥紀聞』(Sと略称)および『倭語類解』(Wと略称)の吏道語と→で参照させてある。また、Bに無くて廣池A表に有るものはAの該当番号を示した。

B表が『象胥紀聞』(S)、『倭語類解』(W)のいずれの吏道表に依拠したものであるかは、最後の挨拶語がSのみにありWには付いていないことや、吏道の配列順がB表とSの間ではほぼ同じであるのに対して、Wとの間には多少食い違いがあること、BおよびSの10「叱分」は叱が冠、分を脚とする合字であるが、W13の「分叱」は冠脚が逆の合字であること、BとSの15「乙怒(マ)」がWでは「乙奴」であること、同じく21「為邦(マ)」がWでは「為那」であることなどから、B表は『象胥紀聞』に拠っていると考えられるが、内容を詳しく比較検討してみると単純な写しではなくWをも参照しておられることがわかる。

B表の吏道語の大部分はSおよびWと共通であるが、一部異なる部分もある。その状況は以下のようなものである。

(1) B表の吏道語の訳がSとだけ一致するものは02, 08, 09, 20, 21, 26, 27, 40の計8語である。

(2) B表の吏道語の訳がWとだけ一致するものは22, 31, 34, 38の計4語である。

(3) B表の吏道語の訳がS・Wのそれぞれの訳を併記しているものが11, 13, 15, 17, 18, 28の6語ある。

すなわち、B表の吏道語の訳が『象胥紀聞』とだけ一致するものが多く(1)、『倭語類解』とだけ一致するものは少ない(2)。(2)の4例のうち、「22 爲料スルカ→セウゾ〈自問・反語的質問〉」と「31 爲多可イタソ(マ)→イタシテ〈動作の途中並立〉」は意味の明確化のために、「34 爲刀多ジャ→シマシタ」と「38 爲也叱多シタ→イタシタ」はヨリ格式ある表現を採用するために『倭語類解』の訳を選択したと考えられる。(3)は両者を提示することによってヨリ多義化を求めたものと説明することができよう。

『象胥紀聞』の吏道語の中でB表に無いものは35, 39, 46, 48~69であるが、これらの中、すでにA表に含まれているものがS46(AⅡ26), S48(AⅢ23), S50(AⅡ18), S51(AⅣ11), 59(AⅡ20), 60(AⅢ13)の5例あり、謙讓の語尾「白-畚-」を除いた形式がA表にあるものが3例(S52 為白有如乎→AⅣ03 爲有如乎、S54 為白乎弥→AⅢ13 為乎弥、S55 為白乎矣→AⅢ26 為乎矣)、語幹「為-」を除いた形がA表にあるものが1例(S61 為臥乎事→AⅢ18 臥乎事)ある。また『倭語類解』との関係を見ても非敬語形が入っている場合には敬語形語尾「時-シ-」の付いた語を省く例がみられる。たとえばBには非敬語形のB17 為古(W20)、B18 為尼(W17)、B21 為那(W22)は入っているが、敬語形のW40 為時古、W41 為時尼、W42 為時那は入れられてない。つまり共通の文法要素を含む吏道語は基本形のみが選択され派生形は除かれている。ふつう文献に現われる形をそのまま吏道語彙として扱うが、本来は「為- <する>」「是- <である>」や「白-畚- <謙讓>」「時-シ- <尊敬>」などの用言語幹や先語末語尾を分析して捉えるべきである

う。小倉先生のみは分析的に、言い換えれば言語学的に処理しておられる（小倉 1929 : 297ff.）が、廣池博士はそれよりずっと前から分析的に考えておられたのだと思う。そのことは A 表の II 18 「是遣」に対する注釈として「是白遣」を関連づけて言及しておられるのを見てもわかる。

すなわち B 表は、基本的には『象胥紀聞』に拠りつつも『倭語類解』の語彙項目や意味記述も参照され、謙譲や尊敬の派生形の省略や A 表語彙との重複回避などを考慮して作られたものである。「予の増補訂正せし所も之あり」と述べられた意味はたいへん深いものがあるのである。

博士の言う「雨森芳洲翁などの苦心せられたる譯語表」はこの B 表のことであって、B 表の基のひとつとなっている『倭語類解』は編者・刊年未詳であるが、博士旧知の金澤博士が「クーランの朝鮮書史には通文館志卷之七、人物篇、洪舜明の条に康熙辛巳（1701A.D.）公承朝命云々質于日本人雨森東、作長語及類解等書、用於課試とある類解をこの倭語類解ではなからうかと疑つてゐる。（中略）雨森東は東五郎芳洲のことで、その著せる交隣須知が本書を藍本とせることも亦この事実を裏書きするものであらう」と述べておられ本書の編纂に雨森芳洲の協力があつたと考えておられたし⁶⁾、また『象胥紀聞』にある吏道が『古今釋林』の「倭語口訣」に拠つたとされ（小倉 19940 : 312）、その「倭語口訣」は『倭語類解』に拠っているとされており（鄭光 1988 : 18）、且つ『象胥紀聞』の著者、小田幾五郎は対馬の大通詞で雨森芳洲の死んだ年の宝暦 5 年（1755 年）に生まれ、芳洲が立案した対馬藩の通詞養成法に則つて育ち、通詞職の傍ら数多くの著書も残し、芳洲の衣鉢を継いだ人物であるから、B 表はいずれにせよ「芳洲翁などの苦心せられたる譯語表」に拠っているものと言うことができよう⁷⁾。

4. おわりに

以上、廣池博士の吏道研究について、明治末年から大正、そして昭和初年にかけての吏道研究を概観しつつ、その流れの中で見て来たが、きわめて初期の段階での研究にもかかわらず吏道に関する緻密な言語学的な考察をされたと言うことができる。

近年、日韓両国において吏道、口訣、漢文訓読等に関する研究が盛んに進められている。廣池博士の「朝鮮吏道文の研究」（1915 年）の上梓からほぼ 100 年を経る今日、奇しくも廣池千九郎記念講堂において藤本幸夫センター長（当時）の下、麗澤大学言語研究センター主催により小林芳規博士をはじめ南豊鉉教授、鄭光教授、李承宰教授等々の碩学を招聘して昨年まで 3 回にわたって「日韓訓読シンポジウム」が開催され、高い評価を得たことに廣池千九郎博士との深い所縁を感じるのである。

本稿作成に際し藤本幸夫教授のご教示に与つた。感謝の意を表したい。また、本稿作成の過程で草稿に目を通してくださった田中駿平 常務理事と井出元 学長補佐に深謝申し上げる次第である。資料収集に協力してくださった麗澤大学大学院生 黄雲嬢のご厚意にも心から感謝の意を表する。

(注)

- 1) 岡倉由三郎(1893)、白鳥庫吉(1897)、金澤庄三郎(1918)、岩崎小彌太(1918)の論文を参照するにあたり、麗澤大学大学院生黄雲嬢の協力を得た。なお、岡倉由三郎の韓国語研究の詳細に関しては黄雲(2011)を参照。
- 2) 柳瑟根氏については知るところがないが、引用されている吐説という文を見ると漢文及び口訣(吏道)に関する高い能力を持った方と知られる。なお、お名前が少々異なるが柳苾根という方が1899年から1907年まで東京外国語学校韓語科外国教師、1909年から1915年まで同講師、1916年に同教授となって退職しておられるが、金澤庄三郎博士も1900年に滞韓中に東京外語の教授発令を受け、1901年10月帰国後教鞭をとられ1916年まで教授として在任された。お二人はほぼ同じ時期を東京外語で過ごしておられ、その金澤博士が廣池博士に紹介されたとのことであるから、或いは柳苾根氏のことであるかも知れない。『東京外国語大学史』(1999年、東京外国語大学、pp.975ff.)。
- 3) 『三國史記』の引用記事に関しては朝鮮史学会『三國史記』(昭和16年第3版活字本(昭和16年1月、『三國史記(全)』として昭和46年国書刊行会復刻))および趙炳舜編(1984)『増修補註三國史記』(1986年再版、誠庵古書博物館、本文844p. 解題18p.)と校合した。引用記事は後者では巻46列傳第6にあり、掩→淹、待→術、第4行9字目の賢→覽、19字目の時→昧(三昧論)の違いが認められる。
- 4) 『東國文献備考』(100巻40冊、英祖命編、英祖46(1752)年)は朝鮮古今の文物制度一切を13考に分ち網羅したもの。『増補文献備考』(250巻50冊、李太王命編、隆熙2(1908)年)は『東國文献備考』を更に16考に改め再版したもの。朝鮮総督府(1932)『朝鮮図書解題』に拠る。
- 5) 他に辞典形式や画引き索引のものとして『吏讀註釋』または『吏吐註釋』(新庄順貞[明治初年陸軍省留学生、後に総督府通訳官]が、一字類より十一字類まで777語に註釈したもの[鮎貝『雑攷』第六輯上編序言]で、鮎貝(1934)と総督府中枢院(1936)の引用でしか見ることができない)、『吏讀集成』(朝鮮総督府中枢院)、『朝鮮語辞典』(朝鮮総督府)、『郷歌及吏讀の研究』(小倉進平)、『大明律直解』(活版本)巻末の「吏讀略解」(直解中の吏讀その他特殊な用語を含む)、『朝鮮吏讀辞典』(鄭光・北郷照夫編、2006年)等がある。
- 6) 金澤庄三郎(1958)「はしがき」『倭語類解』(昭和33年、京都大学国文学会刊)、Maurice Courant(1895)“Bibliographie Coréenne”, I-III, Paris, Libraire de la Société Asiatique, 159, 160, 161 参照。
- 7) 田代和生(1991)「対馬藩の朝鮮通詞」(『史学』第60巻第4号、pp.59-90)

[参考文献]

本文中で委しく言及した文献は省略した。

小倉進平・河野六郎(1940[増訂]・1964[増訂・補註])『増訂・補註朝鮮語学史』刀江書

- 院、本文 677 pp.と年表 51 pp. (小倉進平) 及び補註 (河野六郎) 235 pp.
河野六郎(1957)「古事記における漢字使用」『古事記大成 3 言語文字篇』武田祐吉編、
平凡社、pp.155-205 (『河野六郎著作集 1』再録)
韓国学文献研究所(1975)『吏讀資料選集』韓国学古辞典叢書 11、534 pp., 서울 亜細
亜文化社
鄭光編著(1988)『諸本集成倭語類解』解説・国語索引 244 pp., 本文影印 618 pp. (国立
図書館蔵「倭語類解」・京都大学蔵「和語類解」・金澤庄三郎編「日語類解」)
서울 태학사; 鄭光編著(2004)『四本對照倭語類解』上下 866pp. 서울 J&C(주)
鄭光・北郷照夫(2006)『朝鮮吏讀辞典』765pp. 펜・엔터프라이즈
南豊鉉(1999)『国語史를 위한 口訣研究』576pp. 서울 태학사
—— (2000)『吏讀研究』647pp. 서울 태학사
藤本幸夫 (1988)「古代朝鮮の言語と文字文化」『日本の古代⑭ことばと文学』岸俊男
編、中央公論社、pp.175-240.
柳鐸一(1989)『韓国文献学研究』 서울 亜細亜文化社
梅田博之(1998)「韓民族・韓国における漢字の伝統と現在」『国際交流 特集 漢字とい
う文明』78号、国際交流基金、pp.18-25. (『漢字の潮流』戸川芳郎編、山川出版
社、2000に再録、pp.94-111)
黄雲(2011)「日本語教育者ならびに朝鮮語研究者としての岡倉由三郎—旧韓末「日語学
堂」における日本語教授法をめぐって—」『言語と文明：論集 9』pp. 55-68、麗澤
大学大学院言語教育研究科

別表 1：廣池博士吏道 A 表(A)・儒胥必知(Y)対照表

儒胥必知 (吏頭彙編)	廣池博士(A表)			
	吏套字	吏套語	常語(諺文)	和訳(《》内は小倉1929)
一字類	(I)			
01 節 지위	01 節	지위	품의	品位ノ義《時、場合》
02 以 으로	02 以	으로	으로	以テ又テ《を以て》
03 竝 값	03 並	값	값마 (ㅁㅁ)	カハルカハル《並びに》
二字類	(II)			
01 進賜 나아리	01 進賜	나아리	나리	《堂下官に対する敬称》
02 白是 숲이	02 白是	숲리 (ㅁㅁ)	아뢰옵	申シ上マス《申し上げる》
03 向前 아전	03 向前	안전	압회	前ニ《先頃》
04 矣身 의몸	04 矣身	의몸	우리	私《自分》
05 矣徒 의니	05 矣徒	의니	우리무리	私共《自分の徒(ともがら)》
06 白等 살등	06 白等	상등	제발	願フ又ハ頼ム《申し上げます所は》
07 白齊 살제	07 白齊	살제	을시다	ゴザリマス《であります》

09 上下 초아	08 上下	초하	초하	下シ賜フ《按配する、支払う(差下)》
10 捧上 맞자	09 捧上	맞조	맞치	差上ル《献ずる、捧ぐる》
11 尺文 조문	10 尺文	척(ママ)문	표문	表文《租税の受領證》
12 白活 발괄	11 白活	발괄	소지	願フ《官に申し出ること》
15 適音 마잠	12 適音	마잠	마춤	折フシ《丁度其の時》
19 惟只 아기	13 惟只	아기	아히	幼童《唯、只(ただ)》
13 侷音 다짐	14 侷音	다짐	다짐	口供(裁判)《白状を証明すること》
24 卜役 딩역	15 卜役	딩역	역스	役事《人民の負担する徭役、兵役等》
28 除良 더러	16 除良	더러	쏟만이라	ノミナラズ《除き、減じて》
14 題音 제김	17 題音	제김	제김	指令ノ意《人民の訴状又は請願書に記す指令をいふ》
39 是遣 이고	18 是遣	이고	호고	シテ《であつて(シテは爲遣)》
是白遣(18帳表)	是白遣 儒胥必知十八右	シテノ義ト見ユル文アリ		《でありますて》
42 為鉢 흐머	19 爲鉢	흐머	흐머	シテ《為し、～し》
43 是如 이다	20 是如	이다	흔테	ノ處《であるといふ、である》
45 是喩 인지	21 是喩	인지	넌지	デアルヤラ(疑ヒ)《であるやら》
48 其矣 저의	22 其矣	저의	저의	彼等《彼(か)の、其の》
49 是乃 이나	23 是乃	이나	이나	ナレドモ《けれども》
31 這這 갓갓	24 這々	갓갓	개개	一々《箇々》
38 為齊 흐제	25 爲齊	흐제	흐다	デアル《する(動詞終止形)》
68 不喩 아닌지	26 不喩	안인지	안인지	ノミニアラザルヤラ《ではないか》
91 教矣 이스디	27 教矣	이스디	흐시디	ノミニナサレルヤラ《せられるのであるが》
75 新反 식로이	28 新反	식로이	식로이	サテオキ《～したのに却つて》
51 先可 아즉	29 先可	아즉	아직	未ダ《先ず、兎も角も》
52 并只 다무기	30 并只	다무기	모도	皆《共に、すべて》
62 加于 더욱	31 加于	더욱	더욱	尚更《一層、益々》
70 様以 양으로	32 様以	양으로	양으로	趣ヲ以テ《(～した)ように》
74 况鉢 흐물며	33 况鉢	흐물며	흐물며	況ヤ《況や》
81 件記 별기	34 仲(ママ)記	별기	발기	書附《物名を列記した紙、目錄》
94 教事 이산일	35 教事	이산일	흐신일	ナサル事《せられる事》
三字類	(III)			
04 是在果이견과	01 是在果	이견과	이런것과	此様ナルモノト《であるけれど》
09 為乎所호은바	02 爲手(ママ)所	호은바	호은바	致セシ所《します所、しますこと》
10 是去乙이거늘	03 是去乙	이거늘	이거늘	ニ付《であるのに、であるので》

12 是白置이숯두	04 是白置	이숯두	흠소와도	ナサレマシテモ[いたしても]
15 為去等ㅎ거든	05 爲去等	ㅎ거든	ㅎ거든	스레바《するならば》
16 是乎喩이온지	06 是乎喩	이온지	이온지	デゴサルヤラ(疑ヒ)《しますやら》
24 為去乃ㅎ거나	07 爲去乃	ㅎ거나	ㅎ거나	…스ルトモ《するか(又は)》
22 為只為ㅎ기암	08 爲只爲	ㅎ기암	ㅎ기암	스ルニツキ《するやうにする》
是乎尼(11 張裏)	09 是乎尼	이오니	이오니	…デゴザルニヨリ[であるので]
01 為去乎ㅎ거온	10 爲去乎	ㅎ거온	ㅎ온즉	…致シマスナラバ《したのに》
02 是如乎이다온	11 是如乎	이다온	이러ㅎ온	斯様ナル《であるのに、である(連体)》
03 為白齊ㅎ숯제	12 爲白齊	ㅎ숯제	ㅎ올서다	デゴザリマスル《爲齊(ㅎ제, ㅎ제)の謙讓形、であります》
05 為乎赫ㅎ오며	13 爲乎赫	ㅎ오며	ㅎ오며	仕リマス《しますし、(又)》
07 為白遣ㅎ숯고	14 爲白遣	ㅎ숯고	ㅎ웁고	仕リマシテ《しまして》
14 是良沙이아스	15 是良沙	이아스	이거시야	是レコソ《にこそ、にぞ》
11 為有置ㅎ잇두	16 爲有置	ㅎ잇두	ㅎ여도	致シテモ《(し)ても》
23 教是事이션일	17 教是事	이션일	이션일	ナサル事《せられた事》
27 臥乎事누운일	18 臥乎事	누운일	ㅎ올일	致シマスル事《します事(謙讓)》
是乎則 이온즉 (39 張表)	19 是乎則(是乎 等以モ同ジ)	이온즉 (이온들로)	이온즉	何々スレバ《でありますれば (でありますから)》
25 是乎矣이오되	20 是乎矣	이오되	이오되	…デゴザレドモ《でありますが》
是乎故(4 張裏)	21 是乎故	이온고로	이온고로	…デゴザル故[である故に]
是乎乃(1 張裏)	22 是乎乃	이오나	이오나	デゴザレドモ《でありますけれども》
43 乙仍于을지즈 보	23 乙仍于	을지즈로	료써	ヲ以テ《により、よって》
34 其等徒져드니	24 其等徒	져드니	저의무리	彼等《其の徒(ともがら), ㄴは徒 の古訓》
40 為是遣ㅎ잇고	25 爲是遣	ㅎ잇고	ㅎ웁고	仕シマシテ《ㅎ이고(謙讓形)》
41 為乎矣ㅎ오되	26 爲乎矣	ㅎ오되	ㅎ오되	ゴザリマスレドモ《するのであり ますが》
四字類	(IV)			
01 為白去乙 ㅎ숯거늘	01 爲白去乙	ㅎ숯거늘	ㅎ웁거늘	仕リマスルニツキ《爲去乙 する のに, するので》の謙讓形》
04 是白去乃 이숯거나	02 是白去乃	ㅎ숯거나	이웁거나	デハゴザリマスレドモ《是去乃 であるか(又は)》
05 為有如乎 ㅎ잇싸온	03 爲有如乎	ㅎ잇싸온	ㅎ엿스온즉	致シマシタレバ《爲有如ㅎ잇다 したと(いふ), 乎온 連体形》

47 是白乎祊 이숯오며	04 是白乎祊	이숯오며	이오며	…デゴザリマシテ《是乎祊の謙讓形、でございますし》
09 為白如乎 ㅎ숯싸온	05 為白如乎	ㅎ숯싸온	ㅎ온즉	仕リマスレバ《爲如乎の謙讓形、致しました(連体)、致しましたのに》
08 是白乎乃 이숯온나	06 是白乎乃	이숯온나	이오나	ゴザリマスレバ《是乎乃の謙讓形、でございますけれども》
是白加尼(11張表)	07 是白加尼	이숯더니	이옹더니	デゴザリマシタニ[でありましたので]
06 為白去乎 ㅎ숯거온	08 爲白去乎	ㅎ숯거온	ㅎ옹거니와	仕リマスルガ《爲去乎の謙讓形、しましたのに》
是白乎矣(35張表)	09 是白乎矣	이숯오디	이오디	ゴザリマスルヤラ(疑ヒ)ゴザリマスレドモ《是乎矣の謙讓形、であるのでございますが》
是如乎→Ⅲ02 是乎故(4張裏)	10 是如乎故	이다온고로	이러ㅎ온고로	斯様デゴザル故《ございました故に》
17 是白去乙 이숯거늘	11 是白去乙	이숯거늘	이옹거늘	ゴザルニツキ、ゴザリマスシ《是去乙の謙讓形、であるのに、～で》
26 為白如何 ㅎ숯싸가	12 爲白如何	ㅎ숯다가	ㅎ옹다가	仕リマシテ《爲如何の謙讓形、しましたが》
23 為白乎喩 ㅎ숯온지	13 爲白乎喩	ㅎ숯온지	ㅎ옹넌지	ゴザリマスルヤラ《爲乎喩の謙讓形、致しますやら》
24 為白乎矣 ㅎ숯오디	14 爲白乎矣	ㅎ숯오디	ㅎ와도、ㅎ오디	仕リマシテモ《爲乎矣の謙讓形、するのでございますが》
11 為白在果 ㅎ숯견과	15 爲白在果	ㅎ숯견과	ㅎ옹거니와	仕リマスレドモ《爲在果の謙讓形、しましたけれど》
12 為白乎事 ㅎ숯온일	16 爲白乎事	ㅎ숯온일	ㅎ옹일	致シマスルコト《爲乎事の謙讓形、致します事》
15 為白乎所 ㅎ숯온바	17 爲白乎所	ㅎ숯온바	ㅎ온바	致シマスル所《爲乎所の謙讓形、でございます所》
46 為行如可 ㅎ옹다가	18 爲行如可	ㅎ옹다가	ㅎ옹다가	致シテ《行如が옹다, 可は가, したが》
33 為白良置 ㅎ숯아두	19 爲白良置	ㅎ숯아두	ㅎ옹지라도	致シテモ《爲良置の謙讓形、しましても》
35 是白如中 이숯다히	20 是白如中	이숯다히	이러ㅎ온지	斯様デゴザリマスルヤラ(疑ヒ)《如中(場所又は時のニ)の謙讓形、であるのであります》

34 為白良喩 ^ㄱ 안지, ^ㄱ 숯알지	21 是白良喩	이숯안지	ㅎ을년지	致シマスヤラ(疑ヒ)《(白は謙讓、良は連用、喩は疑問)しませうやら》
五字類 02 望良白去乎 바라올거은	(V) 01 望良白去乎	바라올거은	바라옵건디	望ムラクハ《望良去乎の謙讓形, 望みますのに》
04 是白乎等以 이숯은들노	02 是白乎等以	이숯은들노	ㅎ은언고로	デゴザリマスル故ヲ以テ《是乎等以の謙讓形, でございますから》
—————	03 爲白有在不(ママ)	ㅎ숯잇건과	ㅎ은것과	致シマスルモノト
06 為白有去乎 ㅎ숯잇거은	04 爲白有去乎	ㅎ숯잇거은	ㅎ엇스은즉	致シマスレバ《(爲有去乎 ^ㄱ 숯잇거은の謙讓形)致したのに》
11 教是白在果 이시숯건과	05 教是白在果	이시숯건과	흠실여니와	ナサレウカナレドモ《教是이시의謙讓形, せられますけれど》
六字類 05 是去是乎等以 이거이온들로	(VI) 01 是去是乎等以	이거이온들 노	이러롯거스 로	斯様ナル譯ニテ《인가이온들로~かでありますから》
七字類 01 望良白内臥乎 事바라옵 ^ㄱ 누은일	(VII) 01 望良白内臥乎 事	바라옵 ^ㄱ 누은일	바라옵 ^ㄱ 누은일	望ミマスル所ノ事《望良[바라다의連用形]+白[謙讓]+内[連用形]+누은[します(連体形)]+事일》

【別表 1 に対する注】

- 1) 本表は「廣池博士吏道表 A」(A と略称)を『儒胥必知』の「吏頭彙編」(Y と略称)と対照させたものである。A 表は全部で 93 語の吏道語から成っているのに対して、「吏頭彙編」は 233 語を収め、A 表に比べて圧倒的に多い。冒頭から見ていくと、一字語は語と配列順がすべて同じであり、二字語も 7 番目までは語と順が一致しているが、その後は A と一致する語が広範に散らばるので Y を原本掲載順に配列すると相互参照が困難になる。それで Y の欄には A に一致する語を当てることにしたので、別表 2 とは配列方法が異なる。
- 2) 博士の施した吏道語の和訳欄に当該吏道語の小倉(1929)の吏讀註解の訳を《 》内に示した([]内のものは鄭・北郷(2006)により補ったもの)。
- 3) A 表は字数による吏道語の類別は無いが、ここでは一字のものを (I)、二字のものを (II) … のように分けて示した。

別表 2 : 廣池博士吏道 B 表・象胥紀聞(吏道)・倭語類解(口訣)

廣池博士 B 表 : B	象胥紀聞 : S ([]内は‘和語’)	倭語類解 : W ([]内は国立本)
01 隱 은 ハ	01 隱 ハ	01 隱 은 ワ
02 萬 만 バカリ又ダケ	02 萬 ハカリ ダケ	02 萬 만 バカリ
03 伊 이 가	03 伊 カ	03 伊 이 가

04 也 야 コソ	04 也 コソ	04 也 야 コソ
05 可 가 카	05 可 카	05 可 가 카
06 乙 을 룡	06 乙 룡	06 乙 을 룡
07 厓 치 (ママ) ニ	07 厓 ニ	07 厓 히 니
08 五 오 레(ママ)	08 五 레(ママ)	08 五 오 ㄹ
09 臥 와 라(ママ)	09 臥 라(ママ) [テ]	09 臥 와 도
10 叱分 畚 ノミ(→W13)	10 叱分 ノミ	10 大 대[딧] ㄹ쯔테(→B11)
11 大 𣎵 레바又ヨツテ(→W10)	11 大 레바	11 刀 도 모(→B12)
12 刀 刀 모 (→W11)	12 刀 모	12 代 대[딧] 토모(→B13)
13 代 𣎵トコロ又トモ(→W12)	13 代 トコロ	13 分叱 畚 ノミ(→B10)
14 羅隱 라는 레바又ニハ	14 羅隱 레ハ	14 羅隱 라는 니ワ
15 乙怒(ママ) 으로테又カラ又ナラバ	15 乙怒(ママ) 테	15 乙奴 을노[으로] 카라
16 爲也 ㅎ여 シテ又ハスノ義(→W18)	16 爲也 シテ	16 刀泉 도록 호트(→B24)
17 爲古 ㅎ고 토테又シテ(→W20)	17 爲古 ソ[シテ]	17 爲尼 ㅎ니 타가(→B18)
18 爲尼 ㅎ니 ヨリ又タガ(→W17)	18 爲尼 ヨリ	18 爲也 ㅎ야 シテ(→B16)
19 爲面 ㅎ면 스투바	19 爲面 스투바	19 爲面 ㅎ면 스투바
20 乎代 호딧 토모(→W25; cf.A26 爲乎矣 ㅎ오딧 고자리마스레도모)	20 乎代 토모	20 爲古 ㅎ고 토테(→B17)
21 爲邦(ママ) ㅎ나 シテモ(→W22)	21 爲邦(ママ) シテモ	21 爲料 ㅎ료 제우즈(→B22)
22 爲料 ㅎ료 제우즈(→S23, W21)	22 爲厓 데고잘	22 爲那 ㅎ나 스투토모(→B21)
23 爲羅 ㅎ라 세이(→S24, W24)	23 爲料 스투카→B22	23 爲厓 히 야(→B 無, S22)
24 刀泉 도록 호트(→S25, W16)	24 爲羅 세이(→B23)	24 爲羅 ㅎ라 세이(→B23)
25 爲彌 ㅎ며 시테(→S68, W 無; A19)	25 刀泉 호트(→B24)	25 乎代 호딧 시테모(→B20)
26 爲隱 只 ㅎ지 시타야라(疑ヒ)(→W27)	26 爲隱 只 시타야라	26 故奴 고로 유에 (→B 無)
27 爲乙可 ㅎ가 스투카(→S28)	27 爲乙可 스투카	27 爲隱 只 ㅎ은[ㅎ]지 스투야라 (→B26)
28 爲乙也 ㅎ야 스마이카又스투카 (→W29)	28 爲乙也 마이카	28 爲乙可 ㅎ을[ㅎ]가 제우카 (→B27)
29 爲乙西 ㅎ서 이타시테又스투나 라(→S 無, W30)	29 爲也西 이타시테	29 爲乙也 ㅎ을[ㅎ]야 스투카 (→B28)
30 爲加尼 ㅎ더니 시타니(→W31)	30 爲加尼 시타니	30 爲乙西 ㅎ을[ㅎ]서 스투나라 (→B29)
31 爲多可 ㅎ다가 이타시테 (→W32)	31 爲多可 이타소[이타시타 카]	31 爲加尼 ㅎ더니 시타니(→B30)
32 爲巨乙 ㅎ거를 시타야(→W33)	32 爲巨乙 시타야	32 爲多可 ㅎ다가 이타시테(→B31)

33 爲巨等 ㅎ거든신타라바(→W34)	33 爲巨等 신타레하	33 爲巨乙ㅎ거늘[를]신타타라 (→B32)
34 爲刀多 ㅎ도다 신타신타(→S36, W35)	34 爲巨那 나리토모 (→W36)	34 爲巨等 ㅎ거든 신타라바(→ B33)
35 爲只爲 ㅎ기의 슐니츠키 (→ S45, W 無 ; A8 爲只爲ㅎ기압)	35 爲里羅 마이카 (→B 無)	35 爲刀多 ㅎ도다 신타신타 (→B34)
36 是去乙 ㅎ거를 신타신타 (→ S62, W 無)	36 爲刀多 ज्या (→B34)	36 爲巨那 ㅎ거나 나리토모 (→B 無)
37 爲有置 ㅎ엇지 신타신타 (→ S,W 無;A16 爲有置ㅎ잇두 致신타모)	37 爲也叱多 신타(→B38)	37 爲里五ㅎ리오 슐즈 (→B,S 無)
38 爲也叱多 ㅎ앗다 신타신타 (→ S37, W53)	38 爲乙注乙 슐와케ヲ (→B39)	38 爲里羅 ㅎ리라 슐트나리 (→S35, B 無)
39 爲乙注乙ㅎ을즐을 슐와케ヲ (→S38,W55)	39 爲飛尼 시ヘル (→ B,W 無)	39 爲時多 ㅎ시다 나사레타 (→B,S 無)
40 爲巨尼臥ㅎ거니와 슐레도모 (→W57)	40 爲巨尼臥 슐레도모	40 爲時古 ㅎ시고 나사레테 (→ B,S 無) (cf. B17 爲古)
41 爲也時尼 ㅎ야시니 신타신타니ヨリ (→S42, W54)	41 爲乙之羅刀 슐트 云テモ (→B48)	41 爲時尼 ㅎ시니 나살니ヨリ (→B,S 無) (cf. B21 爲尼)
42 爲有在果 ㅎ엇다가 신타세도모 (→S47, W 無)	42 爲也時尼 신타신타니ヨ 리 (→B41)	42 爲時那 ㅎ시나 ヲヲセラレテモ (→B,S 無) (cf. B21 爲那)
43 爲時巨乙 ㅎ시거를 나살즈 (→ S 無,W49)	43 爲里奴多 슐테아로 [ウ](→B47)	43 爲巨飛 ㅎ거날[늘] 신타타 (→B,S 無)
44 爲時刀伊 ㅎ시되 오、세라레마 스레도모(→W50)	44 爲巨隱馬隱 슐카 나레도모 (→B49,W58)	44 爲小西 ㅎ소[쇼]셔 나살레마세 이 (→B,S 無)
45 爲邑加尼 ㅎ읍더니 신타신타 신타니ヨリ(→S 無,W51)	45 爲只爲 슐니츠키(→ B35)	45 爲邑所ㅎ읍?[소] 신타신타 (→B,S 無)
46 爲乙士伊 ㅎ시 신타코소(→W52)	46 不喩 사우데나йка (→B, W 無 ; A 26)	46 爲五里 ㅎ오리 신타신타세우 (→B,S 無)
47 爲里奴多 ㅎ리로다 슐데아라 우 (→S43, W56)	47 爲有在果 신타세도모 (→B42)	47 伊於乙 이어늘[를] 슐ヲ (→B,S 無)
48 爲乙之羅刀 ㅎ을지라도 슐트 云フモ (→S41, W60)	48 乙仍于 [이]신타니츠키 (→B, W 無 ; A23)	48 爲時隱大 ㅎ시는데[ㅎ신디] 나 살르트로코로니 (→B,S 無)
49 爲巨隱馬隱 ㅎ것마는 슐카나 레도모 (→S44, W58)	49 是乎等 신타신타유에 (→B, W 無)	49 爲時巨乙 ㅎ시거늘[를] 나살 르ヲ (→B43)
50 爲乙巨時尼 ㅎ거시니 신타신타 세우니ヨリ (→W59)	50 是遣 致신타 (→B, W 無 ; A18)	50 爲時刀伊 ㅎ시되 ヲヲセラ레마 스레도모 (→B44)

平安爲時尼有叱可 平安하시니잇가 御平安被成御座候哉 <p style="text-align: center;">【廣池B 完】</p>	御平安ニ被成御座候哉 平安爲時尼有叱可 御平安ニコサナサレ候哉 平安하시나이가[니잇가] <p style="text-align: center;">【象胥紀聞 完】</p>	
『象胥紀聞』S: 51 是白去乙 致タヲ(→B, W 無; A 11), 52 爲白有如乎 致タニヨリ (→B, W 無), 53 爲白有去乙 致タキヲ (→B, W 無), 54 爲白乎弥 致マシヨウ (→B, W 無; A13 爲乎弥), 55 爲白乎矣 致タレトモ (→B, W 無; A14), 56 爲白臥乎所 ナザレマセイ (B, W →無), 57 爲邑古 致サウカ (→B, W 無), 58 是白乎弥 致ニヨリ(→B, W 無; A 04), 59 是如 デゴザル(→B, W 無; A 20), 60 是乎弥 致シマシ (→B, W 無), 61 爲臥乎事 致シマスル (→B, W 無; A18 臥乎事), 62 是去乙イタスヲ(→B36), 63 是白良弥 ナサレマセイ (→B, W 無), 64 向教是事 アソバサレマセー (→B, W 無), 65 爲有如何 致シマセウカ (→B, W 無), 66 安為去乎 セイト云ニ (→B, W 無), 67 爲弥 シテ (→B25), 68 良中 トコロニ又ニト云ニモ用 (→B, W 無), 69 不冬 ナクシテモ (→B, W 無)		
『倭語類解』(口訣) W: 51 爲邑加尼 ㅎ읍더니 イタシマシタニヨリ(→B45), 52 爲乙士伊 ㅎ시 시테코ソ(→B46), 53 爲也叱多 ㅎ아쏘다[ㅎ앗다] イタシタ (→B38), 54 爲也時尼 ㅎ아시니 イタシタニヨリ (→B41), 55 爲乙注乙 ㅎ줄 슬르케라 (→B39), 56 爲里奴多 ㅎ리노다 슬르테아로우 (→B47), 57 爲巨尼臥 ㅎ거니와 イタセトモ (→B40), 58 爲巨隱馬隱 ㅎ건마는 シマシタレトモ (→B49), 59 爲乙巨時尼 ㅎ거시니 イタシマゼウニヨリ (→B50), 60 爲乙之羅刀 ㅎ지라도 슬르티우테모 (→B48) 【倭語類解 口訣 完】		

【別表2に対する注】

- 1) 「廣池博士吏道表 B」(B と略称) の吏道語 50 種を『象胥紀聞』の吏道語 69 種、『倭語類解』「口訣」の吏道語 60 種と対照させてその順で示したが、第 50 種以降は紙面の都合でべた組みにした。誤字は必要に応じてカッコ内に正字を示した。
- 2) 本文で述べたように『象胥紀聞』、『倭語類解』とも異本・異版があるが、紙面の都合により『象胥紀聞』(原本と和語類解卷末筆写本)、『倭語類解』(金澤本と国立本) の吏道表を掲げ、原本と金澤本を基として和語類解卷末筆写本と国立本は違いがある場合にのみ[] 内に示した。それぞれ掲載順に吏道語に番号を付して配列し、順が異なる場合には略称と矢印を使って B との相互参照ができるようにした。また、B に無くて「廣池博士吏道表 A」に有るものは A の該当番号を示してある。ただし、字類を表すローマ数字は表中ではスペースの関係で省略した。

(2013年3月14日)